

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和4年2月25日(金) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第7号 令和3年度墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について
- 第2 議案第8号 令和3年度墨田区体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について

報告事項

- 第1 教育委員会関係議案（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について（資料1）
- 第2 教育課題の進捗状況について（資料2）
- 第3 令和4年度区立小・中学校給食費について（資料3）

議案第7号

令和3年度墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり授与する。

(提案理由)

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱に基づき、表彰する必要がある。

令和3年度墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について

令和3年度墨田区教育委員会表彰・対象候補者一覧

No.	学校名	学年	氏名	ふりがな	表彰資格	
1	豎川中学校	3年	上野 夢	うえの ゆめ	中学生の部 最優秀賞(環境大臣賞)	令和3年度 3R促進ポスターコンクール ・主催:環境省、3R活動推進フォーラム ※参考 応募総数1,833点の最高位
2	豎川中学校	2年	佐藤 音寧	さとう ねね	銅賞	第58回 関東地区中学生海の絵画コンクール ・主催:公益財団法人関東海事広報協会 ・後援:国土交通省関東運輸局・同省関東地方整備局 ※参考 応募総数963点(金賞1点、銀賞3点、銅賞6点、特別賞4点)
3	豎川中学校	2年	北 華乃音	きた かのん	銅賞	
4	吾孺第二中学校	3年	角 結徳	すみ ゆいと	100mバタフライ 第5位	令和3年度 関東中学生総合体育大会 水泳の部 ・主催:関東中学校体育連盟、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、(一社)神奈川県水泳連盟 ・後援:神奈川県公立中学校長会、神奈川新聞社、(公財)神奈川県スポーツ協会

議案第 8 号

令和 3 年度墨田区体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 25 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり授与する。

(提案理由)

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱に基づき、表彰する必要がある。

令和3年度墨田区体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について

令和3年度墨田区体育奨励賞授与生徒候補者一覧

学校名	性別	氏 名	よ み が な
墨 田 中学校	男	平 林 賢 明	ひらばやし たかあき
	女	江 原 萌 々 子	えはら ももこ
本 所 中学校	男	中 井 大 翔	な かい やまと
	女	岩 上 楓	いわがみ かえで
両 国 中学校	男	太 田 匠 海	お お た た く み
	女	小 倉 湖 子	お ぐ ら こ こ
豎 川 中学校	男	西 山 陸	に し や ま り く
	女	神 戸 柚 名	か ん べ ゆ う な
錦 糸 中学校	男	高 部 陽 登	た か べ は る と
	女	橋 本 み ち る	は し も と み ち る
吾 嬭 第 二 中学校	男	野 口 緋 秋	の ぐ ち ひ あ き
	女	牧 夏 実	ま き な つ み
寺 島 中学校	男	神 長 遥 斗	か み な が は る と
	女	笹 森 帆 乃	さ さ も り ほ の
文 花 中学校	男	中 村 建 太 郎	なかむら けんたろう
	女	森 上 一 樺	もりかみ いちか
桜 堤 中学校	男	山 本 晴 心	やまもと はるし
	女	藤 平 夏 乃	ふじひら かの
吾 嬭 立 花 中学校	男	鈴 木 陽 大	す ず き ひ な た
	女	櫻 林 あ ん ず	さくらばやし あんず

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならない、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

3 施行期日

令和4年4月1日

4 区長からの依頼文、新旧対照表及び回答文

別紙のとおり



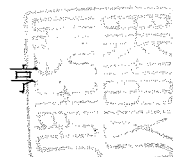
3 墨 総 法 条 第 3 7 号

令 和 4 年 2 月 1 4 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和3年度墨田区議会定例会2月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

特別区人事委員会からの意見等を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため任命権者が講じなければならない措置等について定める必要がある。

3 施行期日等

令和4年4月1日

※ 育児休業及び部分休業の承認の請求については、施行日前においても行うことができることとする。

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第82号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第14条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第15条第1項中「前条第2号ア及びイのいずれにも該当する」を「前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める」に改める。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして墨田区規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、墨田区規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3号アに掲げる非常勤職員は育児休業の承認の請求を、改正後の条例第14条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、それぞれこの条例の施行の前においても行うことができる。

(提案理由)

特別区人事委員会からの意見等を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため任命権者が講じなければならない措置等について定める必要がある。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(4) 勤務日の日数を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>ア 〔同左〕</p> <p>(7) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(4) 〔同左〕</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員</u>以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第14条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p>

(部分休業の承認)

第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 [略]

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして墨田区規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員

[同左]

第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 [略]

[新設]

[新設]

<p>(3) <u>前2号に掲げる措置のほか、墨田区規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。</p>	<p>[同左]</p> <p><u>第18条</u> [同左]</p>
--	-------------------------------------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3号アに掲げる非常勤職員は育児休業の承認の請求を、改正後の条例第14条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、それぞれこの条例の施行の前日においても行うことができる。

3 墨教庶第 1 8 3 3 号
令和 4 年 2 月 1 4 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和 4 年 2 月 1 4 日付け 3 墨総法条第 3 7 号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和3年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

課題No.	1	事業名	新学習指導要領への対応									主管課	指導室	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
執行計画	①英語 ■海外派遣 利エンション ■外国語教育 研修会①	■海外派遣 事前研修 ■外国語教育 研修会②	■海外派遣 事前研修 ■外国語教育 研修会③	■海外派遣 事前研修	■海外派遣 出発式 ■外国語教育 研修会④⑤	■海外派遣 事後研修 ■外国語教育 研修会⑥ ■TGG(中)	■海外派遣 事後研修	■海外派遣 報告会 ■外国語教育 研修会⑦	■海外派遣 説明会 (学校対象)	■海外派遣 説明会 (保護者対象) ■外国語教育 研修会⑧	■R4 海外派遣 一次審査 二次審査	■R4 海外派遣生 決定		
	■幼・英語													
	②教員研修 ■各種研修													
	③その他 ■GIGA スクール 構想における授業 改善	■学校ホ-ト 訪問 ■がん教育 認知症サポ-ター 普通救命講習								■主要な教育 課題決定	■教育課程 届出説明会	■教育課程 届出受理		
進捗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
実績	<p>1月実績</p> <p>①英語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生海外派遣事業：生徒説明会を各学校にて実施、保護者説明会を書面開催にて実施（派遣生の募集等） ・TGG（Tokyo Global Gateway(体験型英語学習施設)）参加：1月19、25、27日 桜堤中 <p>②教員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面又はオンライン等に開催方法を変更し、感染症対策を講じた上で実施 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター：1月24日 横川小、25日 押上小、27日 言問小 ・普通救命講習：1月15日 吾二中 ・GIGA スクール構想における授業改善：1月20日 授業改善研修会（すみだGIGA スクール授業研究員による実践報告） ・「令和4年度における主要な教育課題」：1月17日 教育課程届出説明会にて説明 <p>進捗：○</p>													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和3年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	オリンピック・パラリンピック教育の推進								主管課	指導室	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画	■オリンピック・パラリンピック教育											→	
	■アワード校、「夢・未来」プロジェクト校の決定	■オリンピック・パラリンピック教育実施計画書の提出		■オリパラ観戦	→							■オリンピック・パラリンピック教育実施報告書の提出	
	■体力向上プロジェクト検討委員会					■計画書に基づく取組の推進						→	
												→	
進捗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
実績	<p>1月実績</p> <p>■オリンピック・パラリンピック教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の教育活動にて実施 <p>■アワード校、「夢・未来」プロジェクト校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夢・未来」プロジェクト校：計画書に沿って実施（柳島小） ・アワード校：計画書に沿って実施（言問小、業平小） <p>■体力向上プロジェクト検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属校にて体力テストの結果分析、体力アップキャンペーン種目の検討 ・各校にて、都の体力テストの結果分析及び体力向上に向けた取組の実施 <p>進捗：○</p>												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和3年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

課題No.	3	事業名	学力向上新3か年計画（第2次）の推進								主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画 学力向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■ マネジメント推進校決定、計画取りまとめ ■ すみだスクールサポートティーチャー事業 ■ チャレンジ教室 ■ 研究所ニュース発行 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国調査実施(5/27) ■ マネジメント推進校訪問、予算配当 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区調査実施(6/8) 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 区調査結果受領(2日) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区調査結果分析 ■ 全体計画作成 ■ 学習ふりかえり期間 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都調査実施 ■ 学力向上ヒアリング 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査結果を各校HPに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区調査議会報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指導のポイントを各校へ周知 ■ 学習ふりかえり期間 		
進捗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
実績	<p>1月実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 指導のポイントを各校へ周知（令和3年度累計作成数：64） ■ 学習ふりかえり期間の実施（1月12日から4月25日まで） ■ マネジメント推進校（横川小、隅田小、梅若小、吾嬬第二中、吾嬬立花中） 学力向上に資するマネジメントの状況を確認 ■ すみだスクールサポートティーチャー事業 放課後補習・授業支援等支援サポーターを各校へ派遣（1月実績：活動人数106人 ※R4.2.4現在確認数） ■ チャレンジ教室 1月第3週目から各校で放課後に2時間、9回にわたって実施（緑小、菊川小、第二寺島小、寺島中） ■ 研究所ニュース発行 <p>進捗：○</p>												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和4年度区立小・中学校給食費について

このことについて、墨田区学校給食協議会の協議結果を踏まえ、令和4年度の学校給食費（月額等）は、下記のとおり改定する必要があるとの考えを各校に通知した。

記

1 改定の主な理由

令和3年度における小麦や油など学校給食使用食材の価格上昇に加え、来年度の消費者物価指数予測が0.9%程度の上昇と見込まれていることから、学校給食費の値上げを行う必要がある。

2 改定内容（令和4年度の学校給食費）

区 分		① 現行月額	② 改定月額	③ 改定差額	④ 年間回数 (基準回数)	⑤ 1食平均単価 (②×11カ月÷④)	⑥ 1食徴収額
小 学 校	低学年	4,190円	4,230円	40円	194回	239.85円	240円
	中学年	4,690円	4,730円	40円	194回	268.20円	270円
	高学年	5,240円	5,280円	40円	194回	299.38円	300円
中学校		5,525円	5,605円	80円	190回	324.50円	325円
夜間学級		5,675円	5,755円	80円	195回	324.64円	325円

※⑥ 1食徴収額は、講師などを対象とした単発の徴収額